

萩市老朽危険空き家除却促進事業補助金交付要綱

令和6年4月1日改定

(趣旨)

第1条 この要綱は、老朽化して倒壊などのおそれのある危険な空き家の除却を促進し、市民生活環境の保全を図り、もって安全安心のまちづくりの実現に寄与することを目的とするため、萩市空家等対策の推進に関する条例（平成27年条例第36号）第4条に規定する支援策として、市内に存する老朽危険空き家の除却を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 老朽危険空き家 放置すれば周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家で、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

ア 補助事業（市がこの要綱に基づき、老朽危険空き家の除却を行う者に対し、補助金を交付する事業をいう。）を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も使用される見込みのない住宅であること。

イ 別表第1の住宅の不良度の測定基準表に掲げる評定区分ごとに合計した評点（その合計した評点が当該評定区分ごとの最高評点を超えるときは、その最高評点）を合算した評点が100以上であること。

ウ 別表第2の周囲への影響度の判定基準表に掲げる判定区分のいずれかに該当すること。

エ 個人が所有する住宅であること。

(2) 住宅 人の居住の用に供する家屋で一戸建て若しくは長屋建ての住宅又は共同住宅をいう。（ただし、併用住宅の場合は、人の居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。）

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

(1) 市内に存する老朽危険空き家であること。

(2) 木造又は軽量鉄骨造であること。

(3) 補助金の交付決定の日において、除却工事に着手していないこと。

(4) 補助金の実績報告の提出期限までに除却工事が完了するものであること。

(5) この要綱に基づく補助金以外に、除却に係る他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないものであること。

(6) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないものであること。

(7) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者が当該業のために行う除却工事でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす個人とする。

（1）次のいずれかに該当する者であること。

ア 補助対象住宅の所有者として登記事項証明書（未登記の場合は固定資産名寄帳兼課税台帳）に記録されている者

イ アに規定する者の相続人

ウ ア又はイに規定する者から補助対象住宅の除却についての同意を得た者

（2）補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が属する世帯の総所得金額が、第8条に規定する補助金交付申請日（以下「申請日」という。）の属する年の前年（申請日の属する月が4月及び5月にあつては、前々年）において、500万円未満であること。

（3）申請者が属する世帯の世帯員全員が、申請日において本市の市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

（1）補助対象住宅に共有者（相続人を含む。以下同じ。）がいる場合において、補助対象住宅の除却について、全ての当該者の同意を得られない者

（2）補助対象住宅に所有権以外の権利を有する者がある場合において、補助対象住宅の除却について、全ての当該者の同意を得られない者

（3）補助対象住宅の所有者と補助対象住宅が存する土地の所有権その他の権利を有する者が異なる場合において、補助対象住宅の除却について、全ての当該者の同意を得られない者

（4）区分所有の長屋建ての住宅の場合において、補助対象住宅の除却について、全ての他の区分所有の所有者の同意を得られない者

（5）萩市暴力団排除条例（平成23年萩市条例第21号）第2条に規定する暴力団員である者及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（6）補助対象住宅について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第3項に規定する命令を受けた者

（7）前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認めた者
（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象住宅の除却工事であつて、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（同法別表第1下欄に掲げる事業のうち土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可に限る。）を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた者（それぞれ市内に本店、支店、営業所等の事業所を有する建設業者又は解体工事業者（個人事業者を含む。）に限る。ただし、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者を除く。）（以下「建設業者等」という。）に請け負わせる工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事等は補助対

象工事としない。

- (1) 補助対象住宅の一部を除却する工事（長屋建ての住宅を除く。）
- (2) 門、塀、地下埋設物（基礎を除く。）その他これらに類する物若しくは樹木の除却工事又は家財道具、機械、車両等の移転若しくは処分に係るもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める工事
(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する経費又は補助対象住宅の延べ面積に次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を乗じた額を比較し、いずれか少ない方の額に10分の8を乗じて得た額とする。

- (1) 木造 補助金の交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等における、木造住宅の1平方メートル当たりの除却工事費の上限
- (2) 非木造 補助金の交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る標準建設費等における、非木造住宅の1平方メートル当たりの除却工事費の上限
(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、100万円を上限とする。

- 2 前項の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、萩市老朽危険空き家除却促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事实施（変更）計画書（別記第2号様式）
 - (2) 補助対象工事に要する経費の見積書の写し（内訳を含む。）
 - (3) 補助対象住宅の位置図
 - (4) 補助対象住宅の建物平面図（延べ面積及び対象床面積が確認できるものに限る。）
 - (5) 補助対象住宅の現況写真
 - (6) 補助対象住宅及びその存する土地が記載された登記全部事項証明書又は固定資産名寄帳兼課税台帳等、所有権が確認できる書類の写し
 - (7) 補助対象工事を施工する建設業者の土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可書の写し又は解体工事業者の解体工事業の登録通知書の写し
 - (8) 申請者の属する世帯全員の住民票（市内に住所を有する場合は同意書（別記第3号様式））
 - (9) 申請者の属する世帯全員の所得証明書
 - (10) 申請者の属する世帯全員の本市の市税の滞納がないことの証明書
 - (11) 申請者が相続人の場合は、相続人であることを証する書類
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助対象住宅に共有者がいる場合は、代表者を申請者とするものとする。
(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申請者を補助金交付決定者とするものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定をしたときは、萩市老朽危険空き家除却促進事業補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により当該補助金交付決定者に通知するものとし、適当と認められない場合にあっては、萩市老朽危険空き家除却促進事業補助金不交付決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

4 同一の補助対象者への補助金の交付は、1会計年度につき1回限りとする。
（補助対象工事の変更等）

第10条 補助金交付決定者は、補助対象工事の内容を変更し、又は補助対象工事を中止しようとするときは、萩市老朽危険空き家除却促進事業補助金交付変更等申請書（別記第6号様式）を、内容を変更する場合は次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更と認められるものについては、この限りでない。

（1）除却工事实施（変更）計画書（別記第2号様式）

（2）変更内容及び変更箇所が確認できる書類

（3）変更見積書の写し（内訳を含む。）

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請を承認することが適当であると認めたときは、萩市老朽危険空き家除却促進事業補助金交付変更等決定通知書（別記第7号様式）により通知するものとする。

3 第1項に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1）補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

（2）実施計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更
（実績報告）

第11条 補助金交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日（その日が萩市の休日に関する条例（平成17年萩市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日にあたるときは、その翌日）までに萩市老朽危険空き家除却促進事業補助金実績報告書（別記第8号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（1）補助対象工事の請負契約書の写し又は請書の写し

（2）補助対象工事に要する経費の請求書の写し（内訳を含む。）又は領収書の写し。なお、請求書の写しの場合は、支払終了後、領収書が発行されてから10日以内にその写しを市に提出するものとする。

（3）工事状況写真（施工後及び工事の内容が確認できるもの）

（4）建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出書の写し（補助対象工事が同法第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合に限る。）

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第12条の3第1項の産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により報告された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助対象工事が申請のとおり完了したことを確認したときは、交付すべき補助金の額を萩市老朽危険空き家除却促進事業補助金交付確定通知書（別記第9号様式）により補助金交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の確定通知に際して、必要な条件を付することができる。
（補助金の請求）

第13条 前条の規定による確定通知を受けた補助金交付決定者は、速やかに萩市老朽危険空き家除却促進事業補助金交付請求書（別記第10号様式）により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 補助金交付決定者が、前項の補助金を請求するに当たり、その受領を補助対象工事を施工する建設業者等（以下「施工業者」という。）に委任する場合は、代理受領委任状（別記第11号様式）を添えて提出しなければならない。
（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付を請求されたときは、速やかに補助金を補助金交付決定者又は施工業者に交付するものとする。
（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の前に、補助対象工事に着手したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 補助対象工事を申請年度内に完了できないと認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、萩市老朽危険空き家除却促進事業補助金交付取消通知書（別記第12号様式）により補助金交付決定者又は既に補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合、既に補助金が交付されているときは、萩市老朽危険空き家除却促進事業補助金返還請求書（別記第13号様式）により既に補助金の交付を受けた者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（報告の徴収及び実地調査）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助金交付決定者又は施工業者に対し、補助対象工事の進捗状況又はその成果について報告を求め、又は実地調査をすることができる。この場合において、市長は、補助対象工事が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助

金交付決定者に対し、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際、現に建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)附則第3条第1項の規定により引き続き解体工事業を営む者で、市内に本店、支店、営業所等の事業所を有するものについては、第5条第1項の建設業者とみなす。この場合において、第8条第1項第7号中「解体工事業」とあるのは、「とび・土工工事業」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。